

北竜町お試し暮らし体験住宅実施要綱

(目的)

第1条 将来、北竜町（以下「町」という。）に移住を検討している者を対象に、一定期間、町での生活を体験できる「北竜町お試し暮らし体験住宅」（以下「体験住宅」という。）を整備し、移住施策の推進することにより、人口の流入を促し、町の活性化を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 対象者は、町に移住を検討している者のうち、町企画振興課企画係（以下「担当窓口」という。）を通じ、移住、二地域居住、シーズンステイ等を行おうとする者。

(体験住宅)

第3条 体験住宅は、次の表に掲げるとおりとし、日常生活を営むための家具や電化製品などの備品類を備えるものとする。

名称	住所	建築年	構造	面積
北竜町お試し暮らし体験住宅	北竜町字和27番地2	昭和45年	木造2階建	97.51㎡

(使用申請)

第4条 体験住宅の使用を希望する者（以下「使用者」という。）は、予め住宅の使用について、担当窓口にて予約の申し出をしなければならない。

- 2 担当窓口は、予約申し出後に「北竜町お試し暮らし住宅予約受付簿」（様式第1号）にその旨を記載するものとする。
- 3 使用者は、体験住宅を使用する前に「北竜町お試し暮らし住宅使用申請書」（様式第2号。以下「申請書」という。）を町長に提出しなければならない。

(使用許可)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出を受け、その内容を審査し適当と認めるときは、「北竜町お試し暮らし住宅使用許可書」（様式第3号。以下「許可書」という。）を交付しなければならない。この場合において、町長は体験住宅の管理運営上必要と認める場合、その使用について条件を付することができる。

- 2 許可書は、申請書受領後、1週間以内に交付しなければならない。

(契約)

第6条 許可書の交付を受けた使用者は、借地借家法（平成3年法律第90号。以下「法」という。）第38条に規定する契約を「北竜町お試し暮らし住宅定期賃貸契約書」（様式第4号。以下「契約書」という。）により町長と締結し、体験住宅を借り受けるものとする。

(使用期間)

第7条 体験住宅の使用期間は1週間以上1ヵ月以内とし、前条に規定する契約書において定める。

- 2 使用者は、使用期間が満了するにあたり、その後の予約がない限り、町長の許可を得て、使用期間を延長することができる。ただし、再延長はできないものとする。
- 3 希望する使用期間開始日及び満了日が土日祝日の場合は、翌開庁日とする。

(使用料)

第8条 使用料は、次の表に掲げるとおりとする。

期 間	金 額	摘 要
1 日	1, 0 0 0 円	1 ヶ月未満の端数があるときは、1 日の使用料×日数とし、3 0 日は1 ヶ月とする。
1 ヶ月	3 0, 0 0 0 円	

- 2 使用者は前項の使用料を前納しなければならない。
- 3 第1項の使用料は、光熱水費とし電気料、上下水道料、ガス代、灯油代及び放送受信料とする。ただし、飲食費、寝具及び日常生活に係る消耗品、交通費は使用者の負担とする。
- 4 既納の使用料は、これを還付しない。ただし、天災、疾病等町長が特に必要と認めたときは、その全部又は、一部を還付することができる。
- 5 前項の規定により使用料の一部を還付する場合は、使用未済期間の日割り額とする。

(使用者の遵守事項)

第9条 使用者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 前条に規定する使用料を納めた後、町長から体験住宅の鍵を受領し、外出時や就寝時に施錠するなど、管理について徹底すること。また、鍵を紛失したときは、速やかに町長にその旨を報告すること。
- (2) 火気の取扱い及び水道の凍結に十分注意し、備付けの備品及び什器類を適切に取扱うこと。
- (3) 住宅周りの清掃など適正に管理するとともに、住環境の整備をすること。
- (4) ごみは、決められたルールに従い排出すること。
- (5) 体験住宅の使用期間が満了したときは、直ちに鍵を町長に返却すること。
- (6) その他、体験住宅の使用に関し町長が必要と認める事項。

(制限される行為)

第10条 体験住宅及び敷地内において、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 物品の販売、寄附の要請その他これに類する行為を行うこと。
- (2) 転勤などの職務上の事由において体験住宅を使用すること。
- (3) 興業を行うこと。
- (4) ペットを同伴すること。
- (5) 展示会、その他これに類する催しをすること。
- (6) 文書、図書、その他印刷物を貼り付ける又は配布すること。
- (7) 宗教の普及、勧誘、儀式、その他これに類する行為をすること。
- (8) 周辺住民に迷惑を及ぼす行為をすること。
- (9) 体験住宅の全部又は一部を転貸、又は権利を譲渡すること。
- (10) その他体験住宅の使用に相応しくない行為をすること。

(使用許可の取消)

第11条 町長は、使用者に第9条及び前条の規定に違反する行為があった場合、又は体験住宅を継続し使用することが困難であると認める場合は、第5条の規程による使用許可を取消することができる。

(体験住宅の明渡し)

第12条 使用者は、使用期間満了日及び前条の規定に基づき使用許可を取消された場合にあっては、直ちに体験住宅を明渡ししなければならない。この場合において使用者は、通常の使用に伴い生じた住宅の損耗を除き、体験住宅を原状回復しなければならない。ただし、やむを得ない理由により町長が特に認めた場合はこの限りではない。

2 使用者は、明渡しをするときは、明渡し日を事前に町長に報告しなければならない。

3 町長は、同条第1項の規程に基づき使用者が行う原状回復の内容及び方法について、使用者と協議するものとする。

(立入り)

第13条 町長は、体験住宅の防火、火災の延焼、構造の保全、体験住宅使用希望者の内覧その他管理上特に必要があるときは、使用者承認がなくても体験住宅内に立入ることができるものとする。

2 使用者は、正当な理由がある場合を除き、前項の規定に基づく立入りを拒否することはできない。

(設備又は特殊備品の搬入)

第14条 使用者が体験住宅の使用にあたり、特別な設備又は特殊備品の搬入をしようとするときは、町長の許可を受けなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、故意又は過失により体験住宅、設備並びに備品等を破損、汚損及び滅失したときは、直ちに町長に報告し、その損害を賠償しなければならない。ただし、やむを得ない理由により、町長が特に認めた場合はこの限りではない。

(事故免責)

第16条 体験住宅が、通常有すべき安全性を欠いている場合を除き、当該施設内での事故及び滞在期間中に施設外で発生した事故に対して、町はその責任を負わないものとする。

(その他)

第17条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行し、平成30年4月1日より適用する。